



「原発事故子ども・被災者支援法」ってなに？ 私たちに何ができるの？

日時 1月26日(土) 10:30~12:30

参加費
500円(資料代)

場所 牛久コープ店2階 (JR常磐線牛久駅から徒歩 15分)

講師 福田健治さん

【福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク (SAFLAN) 副代表】

〈福田健治さんプロフィール〉

弁護士・ニューヨーク州弁護士。

東京駿河台法律事務所所属。

福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク (SAFLAN サフラン)の副代表として、原発事故の避難区域外からの避難者の支援や、放射線による健康被害の回避・最小化を目指して、東京電力の賠償問題や被災者支援立法に取り組んでいる。



「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下「原発事故子ども・被災者支援法」)が 2012年6月21日が成立、同月27日に公布されました。

この法律の目的は、「健康上の不安と、生活の負担を強いられている被災者に対し、子どもに特に配慮して行う被災者生活支援の施策を推進すること」にあり、また支援の対象者は、「一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者」となっています。

復興庁は 11 月中に具体策を検討する予定だったが、延期になったとの情報があります。

このままでは茨城県は対象外になる可能性がありますので、対象地域に指定されるよう国に要請することが重要と思われます。

子ども達の健康チェックのために、この法律を学び何が必要なのか考えましょう！



* JR常磐線牛久駅から徒歩 15分

* カーナビ/牛久市南1丁目18-33

029-873-2023(問合せは母親大会事務所へ)

主催:茨城県母親大会連絡会

TEL/029-824-8949

FAX/029-824-8947

土浦市港町 2-5-19-107

